

第三表 オランダ國民經濟に於る賣上税の調達(1)

記	號	結果	公共事業の 労働者の雇傭	(2) 原料等 の輸入	(3) 労働者の 専(70%)と 原料輸入(30%)	(4) 老 年金の 融	(5) 借 貸銀 の授 與
雇傭労働の調達		100	10	- 5	+ 6	0	+ 1
生産及び消費の量	U	260	- 6	- 18	- 10	0	+ 1
消費財単位の價格	P	100	+ 7	+ 4	+ 6	5	0
勞賃率	I	100	+ 6	- 3	+ 3	0	+ 1
總勞賃額	L	100	+ 16	- 8	+ 9	0	+ 2
労働によらざる所得	Z	194	- 3	- 9	- 5	0	- 2
各目的國民所得							
1 L + Z	—	294	+ 13	- 17	+ 4	0	0
11 不足金課税を含む	—	294	+ 26	- 4	+ 17	13	+ 13
實質的國民所得							
1 直接的算定	—	294	+ 7	- 13	+ 1	0	+ 2
11 コーリングラーク(11)の處理によるもの	—	294	+ 5	- 15	- 2	- 2	+ 13

此處で與へられてゐる解決はオランダについて行はれてゐるものであるが、此の國のみに妥當性を持つものであり、而も一九二三―三三年の期間についてのみ妥當性を持つにすぎぬ。

第三表註

(1) 計算はタイムベルゲン (J. Timbergen) のオランダ國民經濟論(1923-

55) によつて發展させられた景氣變動型を基礎とせるものである。タイムベルゲンによつて陳述された方程式に於て決定される常數が定まり、其の方程式を解くならば統計表の結果が得られるであらう。此の表に於ては唯各々の變數を示してゐるにすぎぬが考察されてゐる問題については就中意義のあるものである。

(2) 人的方法によつて算定される國民所得は、ドイツに於て慣行されてゐる方法に従へば、消費面に於る公共支出と納稅者に課せられる間接稅との差だけ高められるであらう。之は國民所得が間接稅

収入だけ高めらるべしとするクラークの方法と同一である。

（イ）外國から輸入せる原料、既成品を控除し、官公事業（一及び三の場合）及び生産された投資財を生産された消費財に含めた混合指數から計算されたものである。前述の變數は上述の國式に於ては、與へられなかつた。

（ロ）人的方法により算定されたる國民所得（F+G）は間接稅收入だけ高められ従つて其の總額は消費財物價指數を以て除す。

（ハ）原料、既成品の輸入變動（表には與へられてゐない）から計算せるものであり、租稅收入から輸出を控除してゐる。

第三表は簡單な主要收益總額を含むものである。全体で五項目別となつて居る、夫ん租稅收入の使途を表はせるものである。すべての消費財につき總額の5%賣上稅を課されることは認められてゐる處である。全体としての國民經濟に於る斯る賣上稅の調達が如何なる收入目的に充て

られるかによつて極めて強く左右されるといふことは今や明かなところである。

第一の計算に於ては、租税収入は官公事業に携はれる或る労働者に役立つものとされる。租税収入は買銀形態で再び支拂はれる。第二の計算は、外國に於る全収入が機械、原料等々の買入れに支拂はれるといふ事を出発點としてゐる。然し乍らこれらの計算は極端な場合を表はせるものである。中間の立場は第三の計算によつて與へられる。即ちこれは租税収入の一部は債銀支拂に充てられ、一部は外國で支拂はれるものとする。これを前提とするものである。オランダは多くの原料、機械等々を外國から移入しなければならぬのであるから、其の計算に於て斯る場合を考慮して置くことが大切である。第四の計算に於ては租税収入が老齡年金の金融に對して利用されることが示されてゐる。最後の第五の計算に於ては、租税収入は國家による割増債銀が労働者を補償するものとして

役立つ事を前提とせるものである。これ等の前提の實際的意義は疑ひもなくたゞ微かなものにすぎぬ。だが然し計算にこれ等の場合をもとり入れる事は興味あるものと考へられる。就中景氣變動型がそれに対して蓋然性を示してゐるような場合はさうである。第三表から國民經濟に於る租稅收入の五つの用途が如何に多種多様に作成されるかを明かに積みとることが出来る。

計算を基礎とせる景氣變動型は極めて單純な現實像を與へてゐる。其の方法は未だ多くの方面に於て完成され深化され得るものがある。だがしかし第三表の結果は極めて貴重なる推論を國民所得統計に與へるものである。

其の計算から長期的經濟理論に於る間接稅轉嫁の理念が固持され得ることが明瞭である。國民經濟に於る諸關係は、通常の理論に於ると同様、間接稅の轉嫁が如何なる範圍にまで行はれてゐるかを現在多く把握

し得ないほど錯綜せるものである。第一と第三に研究された場合に於て人は大なる物價騰貴が賣上税に見られることを認識することが出来る。それは次の如き事情から明かである。即ちこれ等の場合に於て租稅收入の使途は勞賃や物價の騰貴を繼續せしむる所經濟的財況を惹き起すといふこと之である。第四の場合に於ては實際に完全なる賣上税は消費者に轉嫁される。實際にこの場合には老齡のために恩給を與へる退職に租稅收入が與へられる。

第三表の結末を上述の方法に比較すると次の如き結果が確立される。即ちこの計算に照らせば國民所得が不足金課税にまで高めらるべしとするドイツの在來の方法が直ちに保持され得るといふこと之である。何故なら全部で五つの場合に於る課稅取得額は消費面に於て政府當局によつて支出されるといふことが假定されてあるからである。特に第四の場合に於ては其の取扱ひの正當さが疑はれねばならぬ、事實この場合、老齡

のために年金を受領してゐる者に對する購買力除剩が生ずる。とにかく其れは國民所得の形成に於て多少の變化をも來すものではない。

従つてこの場合不足金課税の追加計算を無視し、または納税者の税金の中には賣上税をも含められるといふように、此の方法を變へることが最善と思はれる。一般的法則は今の所まだ得られて居らない。

この關聯に於てクラークの研究を更に詳しく觀察することは興味あることである。上述の如く彼は人的方法による國民所得を間接税の取得額にまでも高めらるべきものとした。其の理由としては、たとへ生産面に於る支出のために此の税金の取得額が出されるとしても、間接税を實施した結果、生計費指數が上昇するであらうといふのである。名目的國民所得を生計費指數で除せる結果たる物的國民所得は名目的國民所得が賣上税の取得額にまで達しないときには著しい低落を示すことゝなるであらう。上述の計算は斯る考察の正當性の検討を可能ならしむる。即ちこ

の場合物的國民所得は直接的にも各觀的方法によつて計算される。第三表の最後の行に於て斯る計算が示された。五つの全部の場合に於てはクラークによる結果が正確さを失してゐるといふことになつてゐる。其の相違は、投資活動や収入所得に對する影響がクラークによつては度外視されたといふことから説明することが出来る。従つて此の取扱ひ方は正當性を失してゐる。上の論述から推定されることは所謂租稅論の満足すべき解決が見出されぬといふことである。所謂景氣變動型の方法は大きな困難と衝突する。従つて多くの場合に如何なる結論も得られぬ。即ち一般に或る租稅の取得額が如何なる目的に使はれるか、確定されぬからである。ドイツに於る從來の方法は現實の立場から一般に克服し難い困難とも調和點に達し得るといふ特徴を持つてゐる。上述の説明から直接稅の取扱ひと間接稅の取扱ひの間に於る方法に於て、理論的觀點から作成される一つの相異が恐らくは生ずることが判る。第二にドイツの計算

と例へば上述のスウェーデンの計算とを比較すると、生産面には如何なる國家的公共的支出が行はれ、消費面には如何なる國家的公共的支出が行はれてゐるかといふ問題の意圖が極めて一致を缺いてゐることが判るのである。國民所得の國際的比較に於ても恐らく間接税との或る標準を確定し、一地方に於て觀取された關係が、現在採用されてゐる關係と非常に相異してゐる場合に、その附加的修正をドイツの方法につけ加へて行くことが望ましい。更に生産、消費に於るこの區分を繰ゆる國家に實行することが必要であらう。私の考へる所では理論的視點から見て現在完全ではないが、斯る取扱ひ方法は非常な進歩を遂げてゐるものと思ふ。

第六章 價格變動による貯藏品の價值増加と價值喪失

價格變動による貯藏品の價值増加と價值喪失とは多くの國に於て未だに顧みられてゐないものと考へられる。人的方法によつて國民所得を算

定すると、すべてこの場合に次の如き修正を必要とする。即ち所得税の規定により貯蔵品は購入價格又は市場價格に従ひ、其の最初の或ひは最後の低下に應じて、均衡的に價值評價を受けねばならぬといふことである。物價が下落する場合には、貯蔵品の價值低下による損失が國民所得の定義によつて何等マイナスの所得部分となつて居らず、奮力減少といふことになつてゐるので、一つの修正を加へることが必要であるに於て、斯る形態に於て、例へば、クラークによつて爲されてゐる如く「クラーク、國民所得と經費（十一百）通常、修正が形式化されてゐる。クズネツツが極めて正當に明かにしたように、物價騰貴の場合にも亦一つの修正が必要とされるのである。何故なら斯る場合には加工せる原料の價值増加は財産増加となつて現はれるからである。嚴密に理論的な修正論についてはクズネツツの論文を参照されたい。國民所得を物的方法によつて算定するならば、その修正は明かに生産統計の規定と使用された原料價

値とに結びついてゐる。

國民所得算定に修正を加へることが常に必要であるか否かに就する問題を吾々は正當に提出したのであるが、これに對する解答は、景氣變動研究の多くの目的のために、その修正を加へることを差控へた方がよいといふように考へねばならぬ。企業家の反應を研究對象としてゐる機の研究に於て未修正の國民所得を考察することは有用である。何故ならば修正を加へぬ算定はまた企業家が計算する所のものでもあるからである。

第七章 銀行、保險會社、貯蓄金庫及び貨幣、繰繰

銀行、保險會社、貯蓄金庫及び其の他の貨幣繰繰は國民所得の概念規定にあつて未だ問題となつてゐる所であるが、國民所得の調査されてゐる從ての國に於て問題とされてゐる譯ではない。簡單な貯蓄金庫の場

合に最もよく其の問題は現はれてゐる。貯蓄金庫の放資から上る所得に對して貯蓄殘高に支拂はれる利子が成立する。二つの金高は、放資利子が殘高利率を凌駕するが故に、相互に等しいものではない。其の相異から貯蓄金庫の經費が支出されねばならぬ。さて國民所得が人的方法によつて計算されるならば、其の場合貯蓄によつて生じたる利子が把握されるであらう。然し乍ら物的方法によつて計算されるならば、貯蓄金庫から發する利子が生ずる。二つの方法を同一の所得に導かんがためには、人は人的方法によつて算定された國民所得を上述の相違額にまで増加するか、それとも物的方法による計算に貯蓄金庫を全く省略してしまふことが必要である。銀行については一般に其の状態は、唯に貨幣を借り入れ再び投資するばかりでなく、また同時に手数料形態で勘定業務を行つてゐるので、根本的に錯綜せるものである。だが然し、コリンクラーク及びクロウフォードがオーストラリア研究に於て爲した如く、物的方法

による算定に於て、銀行を全く省略してしまふことは誤りであつた。ハンガリーの國民所得の算定に於ては銀行、保險會社は、含まれて居らぬ。これは恐らく原則として否定的な解釋をしてゐることによるものではなくて、之等の職業部門に關して確實な資料を處理し得ないといふ事情からであらう。ブルガリアの國民所得の算定に於ては生命保險會社の純生産價値を職員の賃銀、俸給、當該會社の利潤、及び保險加入者の支拂ひから、調査した。然し乍ら物的方法による國民所得の算定に於ては保險加入者への支拂ひは、繰越所得であるから、考察すべきものではないのである。保險加入者への支拂ひに對して保險料支拂と、保費料積立利子とが成立する。だが銀行によつて貯蓄者に支拂はれる利子は一殺に銀行の純生産價値の構成要素ではない。

物的方法によつて國民所得が算定される若干の國に於ては、銀行の如何なる事業能力が取得面に歸するか、それとも消耗面に歸するかについて

ての把握が必要である。一般に、とりわけ國民所得統計の問題への關心の高まつてゐるアメリカ合衆國に於て、銀行及び生命保險制度を併せて考察してゐる。

第八章 國民所得算定に於る其の他の要因

國民所得算定に關する理論的考察に於て未だ觸れられてゐない若干の點が存する。因にそれは未だ深刻なる意見の相違を來してゐない問題である。

フランスを除いて上述の國に於る國民所得には未だ分配されてゐない團體収益が含まれてゐる。國外に於て一例へば植民地に於て一活動してゐる商社の未分配収益をもまた國民所得の構成要素として把握すべきであるか否かについては未だ意見の一致を見て居らぬ。これ等の未分配収益は外地又は植民地に於てもまた恐らくは算定されてゐるであらう。

オランダの國民所得の算定には畢竟未分配収益が含まれてゐた。

特にアメリカに於る文献に於て不法行爲による所得（密輸、收賄等）をも亦國民所得に必要なものとして全めらるべきか否かについての問題が時に提出された。ワーバートンが禁止時代に於る不法、鑛造や不法賣買の價値を評價したところによれば（C. Warburton, Three estimates of the value of the nation's output of commodities and services, a comparison.

In: Studies in income and wealth, a. a. O., Vol. 3, S. 327, 330, 382. — Kuznets, National income and capital formation. (Journal of the American Statistical Association) Vol. 33 (1938), S. 630 ff.) この問題はアメリカ國民所得の算定にとつて大した意味を持つものではなかつた。「國家經濟調査局」や「商務省」の計算に於て見られる如く、斯る勘定を省略するならば、禁止規定の廢除以後の合衆國の國民所得は見せかけの増加を示してゐる譯である。

合衆國に於て、國民所得最定に於る所謂「手間仕事」からの所得（專

除け、新聞販賣、行商、貸間等々）は、確實な統計報告に基いたものではないので採るを得ない。大抵の國に於ては斯る集團について大略の算定が行はれてゐる。大抵のヨーロッパ諸國に行はれてゐる如く、國民所得が人的方法によつて算定され、所得税の免税點が極めて高くないならば、其の問題は大した意味を持つものではない。

結 語

上述の研究に於ては主要なる國民所得算定の特に理論的比較について考察した。我々が現在、統計的算定方法の詳細なる分析にまで立ち入らうとするならば、此の研究の枠を越えることになるであらう。加之、一國に當面せる經濟統計の方法と特色とに密接に關聯せる統計的實際の問題が數多く存する。これ等の事情は國外の國民所得の實際的算定の多くの問題について殆んど興味を抱かせぬような結果を招く。従つて一般的

方法に關する若干の所説を此處で述べるに止める。國民所得に關する研究の價値は國民所得總額の把握にあるばかりでなく、また其れの職業部門別、所得形態別、消費別、貯蓄別基礎の調査にあることは既に普く認められてゐる所である。就中、所得の分配を職業部門別に明かにし、各職業部門につき所得形態別分配（賃銀、俸給、家賃、地代、配當等）を確かめる研究は價値がある。事實、アメリカ合衆國は從來かゝる方法での算定が行はれ得た唯一の國である。だがしかし其の算定が全く缺點のないものとして考へられるものは今迄の所見出し難い。

若干の國に於ては國民所得の算定が既に確立されてゐるので、職業部門別、所得形態別分配の混合的調査が行はれてゐる。經濟研究の目的のためには常に次の三つの分配原則に従ふことが最も望ましいものと考へられる。上述の十ヶ國に於ては次の算定が行はれてゐる。

(一) 職業部門別國民所得の分配

ドイツ（部分的）スエーデン、オランダ、フランス（部分的）、ハンガリー、ブルガリヤ、大英帝國（部分的）、オーストラリア、印度、アメリカ合衆國、

(二) 所徠形別國民所得の算定

ドイツ、オランダ（部分的）、フランス、大英帝國、アメリカ合衆國、

(三) 消費、貯蓄別國民所得の分配

大英帝國、アメリカ合衆國、

國民所得算定の持つ大きな意義は、國民所得研究との關係に於て行はれる多くの支出や研究を考察するならば、とりわけ明確なものとなるであらう。この場合、我々は相關分析を媒介とせる需要曲線による地帯の數々の研究や、ケンズによつて紹介された「消費法向」又は「貯蓄性向」の統計的規定や、經濟研究のためにはとりわけ國民經濟に於る構造的變

動の把握が意義を持つことを想起する。國民所得算定との密接なる關係に於て爲す研究には、所得層の不平等の測定、勞働供給計畫が國民所得の發展に與へる一乘數を媒介として一影響の測定、母國の國民所得に鑑み殖民地の經濟的意義の測定、國民所得及びその構成要素の變動原因の研究等が必要とされる。經濟學及び經濟政策の多くの問題に關する總ての研究の持つ大きな意義は、國民所得算定に當り、就中上述の十ヶ國に於て用ひられてゐる所の大きな努力と注意の充分なる認識を深めることである。

以上

